

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（デジタル庁社会共通機能グループ）

項目名	マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載に伴う本人確認措置等に係る所要の措置											
税目	所得税、消費税等											
要望の内容	<p>カード代替電磁的記録の新設に伴い、所得税、消費税等の税制手続における本人確認措置等に係る所要の手当てを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="901 833 1503 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる「カード代替電磁的記録」を用いた本人確認等の仕組みを設けることで、税制手続に係る国民の負担軽減を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」（公布後1年以内に施行予定）によりカード代替電磁的記録を新設したところ、国民の利便性向上のため、官民様々な場面における本人確認においてカード代替電磁的記録を利用できるようにすることが必要なことから、税制手続における本人確認書類に係る所要の措置を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策1 デジタル社会の形成に関する施策の推進 政策2 マイナンバー制度の推進
		政策の達成目標	カード代替電磁的記録の普及及び利活用促進並びに国民の利便性向上
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	スマートフォンを所有する者に適用されることが見込まれる
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる仕組みを設けることにより、税制手続に係る国民の負担軽減につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、税制手続に係る国民の負担軽減に資するものであり、妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本件に関しては、今年度が初めての要望である。</p>	